

公表します!

平成27年度 選挙人名簿・住民基本台帳の閲覧状況



公職選挙法及び住民基本台帳法により「選挙人名簿抄本」と「住民基本台帳」の閲覧は、公共・公益目的等で使用される場合に限定され、毎年度閲覧状況を公表することが定められていますので、平成27年度の閲覧状況を公表します。

●選挙人名簿（平成27年度選挙人名簿の抄本の閲覧状況を公表します）

| 申出者の氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧日 | 閲覧に係る選挙人の範囲 | 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地 |
|---------------------------------|--|-------------|-------------|-------------------------------|
| 一般社団法人 長野県世論調査協会 会長 小坂壮太郎 | 政治・選挙に関する世論調査 ①「戦後70年(仮称)」 ②「地方再生(仮称)」 | 平成27年7月27日 | 第10投票区から10人 | 長野市南県町680-5 信毎別館4階 |
| 株式会社こうそく 代表取締役 塩見健太郎 | 政治・選挙に関する世論調査 「住まいに関する県民アンケート調査」(長野県建設部建築住宅課実施調査) | 平成27年11月26日 | 全投票区から20人 | 長野市青木島町大塚 1113番地 |

●住民基本台帳（平成27年度住民基本台帳の閲覧状況を公表します）

・国又は地方公共団体の機関による閲覧状況

| 申出者の氏名 | 請求事由の概要 | 閲覧日 | 閲覧対象範囲 |
|-------------------------|----------------------------|------------|--------------------------|
| 自衛隊長野地方協力本部 茅野地域事務所長 | 自衛官等募集業務（自衛隊法第29条1項、同第35条） | 平成28年1月26日 | 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ男女 |

・個人又は法人による閲覧状況

| 申出者の氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧日 | 閲覧対象範囲 |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|--|
| (社)中央調査社 | 「日本人のメディア利用に関する実態調査」 | 平成27年4月28日 | 13歳～69歳日本人の男女20人 |
| (社)新情報センター | 「家計消費状況調査」 | 平成27年5月28日 | 4358番地～4451番地1・10650番地から50人、 255番地～343番地・3145番地～3164番地から50人 |
| 区長会長 山田 貞幸 | 地域住民の福祉の向上に寄与する活動 | 平成27年6月12日 | 昭和16年3月31日までに生まれた人 |
| 区長会長 山田 貞幸 | 地域住民の福祉の向上に寄与する活動 | 平成27年7月3日 | 昭和16年3月31日までに生まれた人 |
| (株)日本リサーチセンター ／NHK放送文化研究所 | 「2015国民生活時間調査」 | 平成27年8月25日 | 北四王、菅野町、富士見町、上馬場、大社通、 御田町、久保海道、立町、上久保、湯田仲町、 湯田町、横町木の下、武居南、五官の10歳以上の男女48名 |
| (株)山手情報処理センター | 「一般地域住民を対象とした歯科医療による健康増進効果に関する調査」 | 平成27年10月1日 | 20歳～79歳までの男女61名 |
| (株)日本リサーチセンター ／NHK放送文化研究所 | 「11月全国個人視聴率調査」 | 平成27年10月6日 | 南四王1部・2部の7歳以上の男女12名 |
| (社)新情報センター | 「家計消費状況調査」 | 平成27年11月25日 | 278番地～318番地、3212番地～3236番地、 3155番地、3156番地1、3156番地21、3167番地、 3189番地13、3205番地～3212番地から50人 |
| (社)新情報センター | 「消費動向調査」 | 平成27年12月3日 | 5～11番地、167番地～207番地、4643番地～ 5247番地、10616番地 |
| KCCモバイルエンジニアリング(株) | 「通信利用動向調査」 | 平成28年1月14日 | 久保海道、新町下、仲町、湯田仲町の20歳以上の男女 |
| (社)新情報センター | 「家計消費状況調査」 | 平成28年2月25日 | 5430～5811番地 |
| (株)日本リサーチセンター | 「生活意識に関するアンケート調査」 | 平成28年2月25日 | 新町下、菅野町、関屋、大社通、高浜 |

平成28年度の介護保険料決定通知書を 第1号被保険者(65歳以上の方)にお送りします

第1号被保険者(65歳以上)の皆さまの前年の所得等が確定し、平成28年度の『介護保険料の年額と保険料段階』が決定します。7月中旬に皆さまのお手元に届きます諏訪広域連合からの通知書でご確認ください。

介護保険料は、3年ごとに見直され、高齢化が進むなか、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

通知の方法について

- ◇特別徴収(年金天引き)の方……………決定の内容がハガキで通知されます。
- ◇普通徴収(納付書・口座振替)の方…決定通知と納付書が封書で通知されます。

納付していただく保険料額について

- ◇特別徴収の方…4月から8月の保険料は、平成28年2月の年金天引き額を反映していました。6月の平準化により、6月と8月の年金天引き額を新しい保険料の段階で仮に算定した額に変更して、10月からの納付額が極端に変わらないようになります。
保険料の決定額から8月までの保険料額を除いた金額が、10月から特別徴収(年金天引き)で納めていただく保険料額となります。
- ◇普通徴収の方…所得状況が前年と変わらないと仮定して、4月からの保険料は平成28年2月に納めていただいた保険料と同額を納めていただいています。保険料の決定額から、6月までの保険料額を除いた金額を7月から平成29年3月までの9ヶ月で納めていただきます。
※口座振替にされている方は、納付書で納めていただく必要はありません。

〔平成28年度の介護保険料〕

| 条 件 | | 保険料年額 平成28年度 | 保険料段階 (保険料率) | |
|---------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 住民税の課税状況 (本人・世帯) | 本人の前年の合計所得金額など※1 | | | |
| 老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 | | 25,680円 | 第1段階 (基準額×0.40) | |
| 非課税世帯 | 80万円以下の方 | | | |
| | 80万円を超えて 120万円以下の方 | | | 41,730円 |
| | 120万円を超える方 | 44,940円 | 第3段階 (基準額×0.70) | |
| 本人は非課税 世帯は課税 | 80万円以下の方 | 57,780円 | 第4段階 (基準額×0.90) | |
| | 80万円を超える方 | 64,200円 | 第5段階 (基準額) | |
| 課税世帯 | 前年の合計 所得金額 | 80万円未満の方 | 第6段階 (基準額×1.05) | |
| | | 80万円以上 125万円未満の方 | 70,620円 | 第7段階 (基準額×1.10) |
| | | 125万円以上 200万円未満の方 | 86,670円 | 第8段階 (基準額×1.35) |
| | | 200万円以上 300万円未満の方 | 102,720円 | 第9段階 (基準額×1.60) |
| | | 300万円以上 400万円未満の方 | 109,140円 | 第10段階 (基準額×1.70) |
| | | 400万円以上 600万円未満の方 | 121,980円 | 第11段階 (基準額×1.90) |
| | | 600万円以上 1,000万円未満の方 | 131,610円 | 第12段階 (基準額×2.05) |
| | | 1,000万円以上 1,500万円未満の方 | 141,240円 | 第13段階 (基準額×2.20) |
| | | 1,500万円以上の方 | 150,870円 | 第14段階 (基準額×2.35) |

※1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線124~127)